

年 月 日

公文書開示請求書

群馬県市町村会館管理組合管理者 あて

請求者 郵便番号 ー

住所又は居所

氏 名

印

〔 法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地、名
称及び代表者の氏名 〕

連絡先

群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第六条第一項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示を請求する公文書の内容 又は件名	(公文書を特定できるように具体的に記入してください。)
公文書の開示を必要とする理由	
希望する開示の実施方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴 (該当するものを○で囲んでください。)
※ 事務担当課等	電話番号 027-290-1366
※ 備考	

(注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。

群会合発第 号
年 月 日

公文書開示決定通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第十一条第一項の規定により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

開示請求に係る公文書の内容	
開 示 の 日 時	年 月 日 () 時 分
開 示 の 場 所	
開 示 の 実 施 方 法	
事 務 担 当 課 等	電話番号 027-290-1366
備 考	

(注)

- 1 公文書の開示により得た情報は、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第四条の規定により適正に使用しなければなりません。
- 2 指定された開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 3 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から不服申立てがあったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

群会合発第 号
年 月 日

公文書部分開示決定通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第十一条第一項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することに決定しましたので通知します。

開示請求に係る公文書の内容	
開 示 の 日 時	年 月 日 () 時 分
開 示 の 場 所	
開 示 の 実 施 方 法	
開示しない部分の概要及び理由	群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第七条第 号に該当
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事 務 担 当 課 等	電話番号 027-290-1366
備 考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に群馬県市町村会館管理組合に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として(訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して一年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注)

- 公文書の開示により得た情報は、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第四条の規定により適正に使用しなければなりません。
- 指定された開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- ※欄は、あらかじめ開示しない理由がなくなる期日が明示できる時のみ記入してあります。
- 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者が不服申立てがあったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

群会合発第 号
年 月 日

公文書不存在決定通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書については、当実施機関において保有していないため、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第十一条第二項の規定により、公文書の不存在の決定をいたしましたので通知します。

開示請求に係る公文書の内容	
公文書が存在しない理由	
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に群馬県市町村会館管理組合に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して一年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

群会合発第 号
年 月 日

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

平成 年 月 日付けで請求のあった公文書について、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第十条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することを決定しましたので、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第十一条第二項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の内容	
公文書の存否を明らかにしない理由	
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に群馬県市町村会館管理組合に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して一年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公文書非開示決定通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日に請求のあった公文書の開示については、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第十一条第二項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しましたので、通知します。

開示請求に係る公文書の内要	
開 示 し な い 理 由	群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第七条第 号に該当
※開示しない理由がなくなる日	年 月 日
事 務 担 当 課 等	電話番号 027-290-1366
備 考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に群馬県市町村会館管理組合に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して一年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注)

- ※欄は、あらかじめ開示しない理由がなくなる期日が明示できるときのみ記入してあります。

群会合発第 号
年 月 日

決定等期間延長通知書
(公文書開示請求)

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第十二条第二項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る公文書の内容	
条例第十二条第一項本文に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

年 月 日

決定等期間延長特例通知書
(公文書開示請求)

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第十三条の規定により、請求のあった日から起算して60日以内に公文書の相当の部分について開示決定等を行い、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等を行いますので次のとおり通知します。

開示請求に公文書の内容	
条例第十二条第一項本文に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
条例第十三条の規定を適用する理由	
公文書の相当部分を開示決定等する期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの公文書について開示決定等をする期限	
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

事案移送通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

平成 年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第十五条第一項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

開示請求に係る公文書の内容	
移送をした実施機関名 (事務担当課等)	話番号 027-290-1366
移送を受けた実施機関名 (事務担当課等)	電話番号 - -
移送をした年月日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

(注)

- 1 本件開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

群会合発第 号
年 月 日

公文書の開示に係る意見照会書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第 条第 項の規定に基づき、_____に関する情報が含まれている公文書について、開示請求がありました。

つきましては、当該公文書を開示するかどうかの決定を行う際に、_____の意見が必要とみとめられますので、別紙「公文書の開示に係る意見書」を 年 月 日までに提出してください。

開示請求に係る公文書の内容 又は件名	
開示請求に係る公文書に記録 されている_____に関 する情報の内容	
意見書の提出先 (事務担当課)	群馬県市町村会館管理組合 電話番号 027-290-1366
備 考	

(注)

- 1 提出期限までに個人情報の開示に係る意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続きを終結し、個人情報の開示が行われる場合があります。

年 月 日

公文書の開示に係る意見書

群馬県市町村会館管理組合管理者 あて

住 所
氏 名

印

〔 法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地、名
称及び代表者の氏名
電話番号 〕

年 月 日付け群会合発第 号で照会のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

意	見
<p>(該当する欄を○で囲んでください。「2」を○で囲んだ場合は(1)欄及び(2)も記入してください。)</p> <p>1 開示することについて支障はない。</p> <p>2 開示することについて支障がある。 (1) 開示により支障がある部分</p> <p>(2) 支障がある理由</p>	

群会合発第 号
年 月 日

公文書を開示決定した旨の通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者

印

年 月 日付けの に関する情報が含まれている公文書の開示請求について、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例（第十六条第三項・第二十二条）の規定により、次のとおり公文書を開示することを決定しましたので通知します。

開示請求に係る公文書の件名	
開示決定をした理由	
開示の日時	年 月 日（ ） 時 分
開示の場所	
開示決定等の種類	年 月 日付け群会合発第 号 開示（部分開示）決定
事務担当課等	電話番号 027-290-1366
備考	

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に群馬県市町村会館管理組合に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、決定の日の翌日から起算して一年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、群馬県市町村会館管理組合を被告として（訴訟において群馬県市町村会館管理組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して一年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

群会合発第 号
年 月 日

群馬県市町村会館管理組合公文書開示審査会諮問通知書

様

群馬県市町村会館管理組合管理者 印

次の不服申立てについては、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例第二十一条の規定により、群馬県市町村会館管理組合公文書開示審査会に諮問しましたので通知します。

不服申立ての年月日	年 月 日
不服申立ての対象となった決定	年 月 日 群会合発第 号
	(決定の内容)
諮問をした日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 027-290-1366